

第126回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年11月22日（水）13:00～15:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、二村 真理子

【臨時委員】

成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

内閣府、経済産業省、東京都、埼玉県、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局経済統計課：岡課長ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形審査官、大村企画官ほか

4 議 題 サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第126回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、私と宮川臨時委員は対面で、二村委員、成田臨時委員はウェブで参加いただいております。また、滝澤専門委員は御都合により1時半頃からウェブで参加いただく予定です。なお、松村委員におかれましては、御都合により御欠席です。

二村委員におかれましては、委員改選により部会の構成が変わってから初めての御出席ですので、一言、御挨拶をお願いいたします。

○二村委員 東京女子大学、二村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。専門は交通経済学、物流ロジスティクス論、そのようなエリアです。もしくは公益事業論も該当しますね。よろしくお願い申し上げます。

○菅部会長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日は、11月8日の部会に引き続き、「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認」について2回目の審議を行います。

本日の部会では、まず、前回部会での審査メモの残りの部分について審議し、その後、前回までの部会審議を踏まえて作成した答申素案について審議するという流れで進めたいと考えております。

なお、本日の審議は15時までを予定しておりますので、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

それでは、資料2の審査メモの残りの論点について、審議に入りたいと思います。

審査メモの18ページ「(8) その他の申請事項」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。それでは、資料2の18ページでございますが、前回11月8日の部会では、審査メモにつきまして、サービス動態統計の指定の関係、それから承認の関係ということで、個々の事項について御審議いただきまして、おおむね（7）まで進んでいるという状況になってございまして、「(8) その他の申請事項」が残っておりますので、まずはこの部分から御説明差し上げたいと思っております。

この内容につきましては、4つございます。1つは、報告義務者でございます。これは、資料1-2の調査計画の方では4の報告者のところに載っているのですが、統計法の第13条に基づきまして、基幹統計に関しましては報告義務が課されるということでございますので、その報告義務者を明記することになっております。この調査につきましては、企業と事業所に調査は分かれるのですが、企業等につきましてはその調査対象企業等の管理責任者に、それから事業所につきましては調査対象事業所の管理責任者それぞれに報告義務者ということで計画上記載されることになっております。

続きまして、使用する統計基準等でございますが、これも調査計画の10番目の項目でございます。表章に当たっての統計基準の使用状況でございますが、こちらも既に御説明のとおり、調査対象の範囲の画定、それから集計結果の表章につきましては、日本標準産業分類を使うことになっておりますので、こちらも適当と考えております。

次に、調査票情報の保存期間及び保存責任者ですが、これは調査計画の11番目の項目になります。これにつきまして、まず記入済みの調査票につきましては、総務省統計局の方で3年間の保存、それから調査票の内容を記録した電磁的記録媒体、いわゆる電子媒体で記録されるデータになりますが、これは調査票情報等の管理に関するガイドラインがございまして、そこで永年保存となっております、これに沿った形でこの調査でも対応されているということでございますので、特に問題ないと考えております。

最後に、12番目の項目として、立入検査等の対象とすることができる事項ということで、これは統計法第15条に基づきまして、基幹統計に関しましては立入検査ができることになっておりますけれども、この調査につきましては、現状では想定している立入検査については特になくということで、該当なしで整理されております。

審査状況は今のとおりでございますが、いずれも統計基準やガイドラインに沿ったもの

となっておりますので、事務局としては特に問題ないと考えているところでございます。

また、論点としても特に設定はしておりません。

以上でございます。

○菅部会長 ただ今の説明に対し、特段の御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これについては特に御異論もなかったと思いますので、御了承いただいたものとして整理したいと思います。

続きまして、冒頭で申し上げたとおり、答申素案として、前回までの議論を踏まえて作成しましたものを資料4としてお配りしております。

具体的な審議に入る前に、答申案の取りまとめ方法について御説明いたします。

1、まず、事務局からこの答申素案について説明していただきます。

2、その後、事項ごとに、①部会での審議内容を踏まえた適切な記載内容となっているか、②ほかに修正や追記すべき事項はあるかについて、皆様から御意見を頂きます。

3、頂いた御意見については、必要に応じて事務局・調査実施者で追加説明いたしますが、答申素案の修正を要する場合は、この場では大まかな文案の方向性までを部会参加者の間で共有できたらと考えております。

4、そして、本日の部会審議により、答申素案について基本的な了解が得られましたら、その結果を踏まえた文章修正を部会長である私と事務局で行い、後日、委員の皆様にご確認をいただいた上で、書面決議を行いたいと考えております。

5、なお、12月開催の統計委員会において答申案の報告をいたしますが、その際に、本部会所属以外の委員の方々から、答申案の書きぶりにわたる御意見を頂くことも考えられます。その場合でも、できるだけメールを用いた意見交換により、答申案への反映について対応してまいりたいと考えております。

以上のとおり進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

御了解いただいたと思いますので、それでは、答申素案について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。それでは、資料4として本日お配りしております答申（素案）につきまして、御説明をさせていただきますと思います。

まず、この答申（素案）では、基幹統計の指定についてと、それから基幹統計調査の承認についてということで、大きく2つに分けて論じているという形になっております。

まず、1ページ目の基幹統計の指定の関係でございます。(1)指定の適否ということで、ここにつきましては、基幹統計として指定することが適当であると書かせていただいております。

資料(2)理由等でございます。まず、アの基幹統計の指定の意義というところがございます。

こちらは、前回の部会でも御説明をさせていただきましたが、サービス分野の重要度が増す中で、サービス産業の生産活動の実態につきましては、この図1にもございますが、

いわゆる構造統計としましては、基幹統計で5年に一度の経済センサス、それから年次の経済構造実態調査により産業横断的に把握されているということで整備が進んでいる状況でございます。

他方、月次のいわゆる動態統計につきましては、現状、この一番下に一般統計としてございますが、サービス産業動向調査、それから特定サービス産業動態統計調査、それぞれ現状は一般統計となっておりますが、このようなものはあるのですけれども、月次の基幹統計がないという状況になっております。製造業につきましては、経済産業省の生産動態統計調査、それから卸・小売につきましては、同じく経済産業省の商業動態統計調査というものがございますが、サービスに関する月次の動態統計がないという状況になってございます。このような課題につきましては、これまでの公的統計の基本計画でも累次にわたって重要課題の一つとされてきたところでございます。

下の方、「こうした中で」というところでございますが、今回、総務省の方で既存のサービス産業動向調査と、特定サービス産業動態統計調査、それぞれこの答申（素案）では「動向調査」と「特サビ調査」という呼び方をさせていただきますけれども、この2つの調査を統合して、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計として、今回、サービス産業動態統計というものを作成する計画となったということでございます。この統計を基幹統計として指定することにつきましては、今申し上げました基本計画における積年の課題に対応するものでありますし、経済統計の体系的整備に大きく寄与するものとして高く評価できると答申の方で書かせていただいております。

続きまして、この基幹統計の要件の該当性でございます。この調査の母体となります、今申し上げました既存の一般統計調査である動向調査、それから特サビ調査の結果につきましては、現状、四半期別のGDP速報を含む国民経済計算や経済産業省の方で作成されております第3次産業活動指数といったものの基礎データとなっております。また、政府の月例経済報告における経済動向把握・基調判断の基礎資料となっております。また、政府以外でも、民間企業や学術研究機関におきまして幅広く分析に使われているという実態は前回の部会でも確認していただいたかと思っております。

この表1にございますが、特に動向調査につきましては、平成20年に調査が開始されて以降、年々活用の範囲を拡大してきている。特に国民経済計算のQEの推計のデータとしましては、徐々に業種も増やしているという状況でございますので、このような形で利活用が順次拡大している状況が確認できたということでございます。

この表の下の部分、「こうした」というところですが、こうした政府や民間企業等における利活用拡大の状況を踏まえまして、また後述させていただく調査結果の公表の早期化の予定も踏まえまして、新たに作成されるサービス産業動態統計は、現行よりも幅広い利活用が見込まれるのではないかと考えられます。「したがって」というところで、これも既に御説明しておりますが、基幹統計の指定に当たりましては、統計法第2条第4項第3号におきまして3つの要件がございまして、このいずれかに該当するものを指定できることになっております。具体的には、イとしまして、全国的な政策の企画立案に活用され

るような重要な統計であること。それからロとしましては、民間の意思決定・研究に広く活用できるものであること。それからハとしましては、国際的に作成が求められているような統計であること。この3つの要件がありますけれども、今回のこのサービス産業動態統計につきましては、そのうちのイ、全国的な政策立案に活用される、それからロ、民間の意思決定や研究に幅広く利用される、に該当するであろうということで、認められると評価できるのではないかとということで書かせていただいているというところでございます。ここまでは、基幹統計の指定の関係でございます。

続きまして、2ページの2のサービス産業動態統計調査（基幹統計調査）の承認についての記述でございます。

まず（1）の承認の適否につきましては、承認して差し支えないとさせていただいております。

その理由につきましては、3ページ以降でございます。前回の部会でも個々の項目につきまして一つ一つ確認をしていただいたかと思っておりますけれども、改めてここで説明していきたいと思っております。

まず、アの調査対象の範囲でございます。こちらにつきましては、下の図2にございますとおり、今の動向調査と特サビ調査の調査対象の範囲を記載しておりますが、基本的には現行の動向調査の調査対象範囲を引き継ぐという形になっております。また、この中で一部除外しているような産業につきましても、前回の部会で統計局の方からも御説明をいただいております。例えば、売上高に関する月次の統計が別途存在するような「卸売業、小売業」といったものは除いています。それから、売上高の概念の性質が他の第三次産業と異なるようなもの、「金融業、保険業」といったもの、それから産業の性質が他の第三次産業と異なるもの、「電気・ガス・熱供給・水道業」といったものです。それから月次ベースでの動向を把握する必要性に乏しいもの、「学校教育」等々でございますが、このようなものはこの調査の対象から除いているわけですが、このような理由によって除いているということを前回の部会でも確認させていただきました。

また、現行の特サビ調査では「クレジットカード業」について調査しておりますが、今回の対象からは除くということになっております。これにつきましても、経済産業省の方で政策ニーズを精査して、この調査で把握せずとも支障は生じないということにつきましても前回の部会で確認させていただいたかと思っております。

図2の下の方の部分がこの評価になりますけれども、これらの調査対象の範囲の設定については、本調査の目的に照らして、政策ニーズも勘案しつつ、サービス産業の動向を概括的に把握してきた現行の動向調査の調査設計が踏襲されるものであり、調査結果の継続性等の観点からも、適当であると評価してはどうかと考えております。

続きまして、4ページでございます。「報告を求める個人又は法人その他の団体」でございます。報告者数と、標本設計になります。

この調査につきましても、既に説明のとおりでございますが、大きく企業と事業所を対象とした調査になっておりまして、企業につきましては約1万3,000企業、それから事業所につきましては約2万5,000事業所を対象とするという計画となっております。

また、本調査では悉皆層と標本層がありますが、悉皆層については継続的に調査がなされ、標本層については2年間継続して調査した後、標本を入れ替えるという形になってございます。

この枠の下の部分の記述でございます。前回の部会では、この調査がなぜ企業単位の調査と事業所単位の調査に分かれているのかというところにつきましても確認をさせていただきました。

まず、企業単位の調査につきましてですが、元々この前身となる動向調査が最初に創設された当時は事業所のみ調査となっていたわけですが、これが平成25年の見直しの一環としまして、カバレッジを拡充する観点から導入されたものがこの企業単位の調査でございます。

その対象範囲としましては、当然ながら企業は複数の事業活動を営んでおりますので、このようなものを売上高としての的確に把握する観点から、また、当然小規模の企業になりますと、報告者の負担というのも発生いたしますので、このようなものに配慮したということで、まず①としまして、一定規模以上の会社企業、これは資本金1億円以上となっておりますけれども、このような規模の会社に対して調査を行う。それからもう一つが、②としまして、事業所単位での売上高の把握が困難な、例えば通信業とか放送業とか鉄道業といったもの、いわゆるネットワーク型産業とよく呼んでおりますけれども、このような部分につきましては、企業を単位として悉皆で調査を行うことになっております。

一方で、事業所単位の調査につきましては、産業中分類別に目標精度を定めた上で、今申し上げた企業単位の傘下事業所は除外するという形で、小規模な事業所が多い産業についても的確に把握するような形で標本設計がなされているという御説明が前回の部会でもございました。

「この標本設計については」というところが評価の部分になりますけれども、この標本設計については、企業規模等に応じて企業単位と事業所単位の調査を使い分けることにより、全体の報告者数を抑制しつつサービス産業の実態を正確に把握しようとするものであり、調査の効率の実施及び報告者負担の軽減、結果精度の確保の観点から、適当であると評価してはどうかと考えております。

また、この部分につきましては、4ページ後段の方ですが、新設の企業等の扱いにつきましても、統計局の方から御説明をいただきました。これにつきましては、統計局の方で整備しております事業所母集団データベースの年次フレームが毎年提供されておりますけれども、この年次フレームを活用しまして、現在の調査対象に含まれていない悉皆層の企業を抽出しまして、翌年の1月分の調査から調査対象に追加することになります。それから標本層につきましては、廃業とか調査対象外となった事業所につきましては調査を中止して、同業種で同規模の事業所を代替標本として選定するということになっているという御説明でございました。

この評価につきましては、「これについては」ということで、絶えず変化するサービス産業の実情に適切に対応する観点から、適当であると評価してはどうかと考えております。

続きまして、5ページのウの、「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」で

ございます。いわゆる調査事項のところを論じてございます。

この調査につきましては、先ほど申し上げましたが、企業を単位とする調査と事業所を単位とする調査ということで、まず調査票が大きく2つに分かれております。さらに、この表2にもございますが、1か月目の調査票と、それからそれ以降の調査票ということで、また2つに分かれるということで、合計4種類の調査票があります。1か月目の調査票とそれ以降の調査票の違いといいますのが、この表にもございますが、例えば売上高につきまして、前月のデータ、それから事業所数につきましても前月のデータを取る、これが1か月目の調査票の特徴になっております。これは、後ほどまた御説明がありますが、ちょうど2年に一度の標本替えのタイミングで、過去に遡及する際のリンク係数を作成するためのデータとして、この前月のデータを取っているという実情がございます。このような形になっておりまして、この調査につきましては、基本的に売上高と、それから従業者数という、これが非常に大きな調査事項となりますので、この答申の中でもその2つについて論じているところでございます。

次に、5ページの(ア)売上(収入)金額でございます。ここにつきまして、まず現行の動向調査と同様に、企業等調査では、企業の多角的な事業活動を把握するために、最大5つの事業活動の売上金額を書いていただく。それから事業所調査につきましては、基本的にこれは事業所全体の売上高を書いていただくという形になっております。

また、円滑な調査の実施、報告者負担の軽減といった観点から、この事業活動別の売上高の事業内容につきましては、事前に経済センサス-活動調査や最新の回答結果を使って、日本標準産業分類に準じた区分でプレプリントするというところでございます。

次のページの(イ)従業者数でございます。これにつきましては、図3のとおり、現行の動向調査の方では、まず従業者数の内訳を詳しく把握していたところでございます。ここにもございますが、有給役員や正社員、それからパート・アルバイト、臨時雇用者といった内訳を把握していたわけですけれども、今回の新調査では、このような内訳を廃止しまして、従業者総数という形で書いていただくことになっております。

それから、少し見づらいのですけども、前回の調査では、この従業者総数の中に、「出向又は派遣」として、他の企業などから来て働いている方は含まないという整理になっておりましたが、新調査ではこれらも含めて把握するという形になっておりまして、更にその内訳を②の送出者というところで追加して把握するという形になっております。

これらの内訳につきましては、当然、他の労働統計等々ございますので、この調査でそこまで把握する必要はないのではないかと。それから、送出者、出向・派遣の方を把握するという部分につきましては、経済センサス-基礎調査や経済構造実態調査との概念とも合わせて整合性を図るという狙いがあるという御説明だったかと思えます。

図3の下の「一方で」というところでございますが、現行の経済産業省が実施しております特サビ調査では、例えばゴルフ場であればその営業のホール数や、ボウリング場であればその総ゲーム数のような個別の調査事項、これを「特性事項」とここでは言っておりますけれども、そのような調査が行われておりました。このような調査の取扱いについて、経済産業省を中心にいろいろ御検討いただいたところ、新しい調査では調査事項としては

設けないという結論になったということでございます。ただ、今後の在り方として、このような部分の把握の必要性、どのような形でやっていくのかという部分も含めて、経済産業省においては引き続き検討されているということで、部会の方でも確認させていただきました。

調査事項についての評価でございますが、「これらの」というところで、これらの調査事項の設定については、調査目的に照らして、現行の動向調査の調査事項をおおむね継承しつつ、従業者数の項目において簡素化と利活用面の改善を両立するスクラップ・アンド・ビルド等を行うものであり、報告者負担の軽減、他統計との整合性の向上及びニーズへの対応等の観点から、適当であると評価してはどうかと考えております。

それから、「なお」のところでございます。ここも読ませていただきますが、「なお、事業活動別売上高（収入）金額の把握は、サービス産業の動態をとらえる上で根幹をなすものであることから、今般の日本標準産業分類の改定や今後の生産物分類の整備の動向も踏まえつつ、正確な回答の確保や他の経済統計との整合性向上等の観点から、対象企業等に配布している事業活動の解説や分類区分の在り方について、不断に見直しを図る必要があることを指摘する」とで書かせていただいております。

これは、前回の部会で宮川臨時委員の方から御意見を頂きまして、この調査では、いわゆる売上高の事業活動別区分では事業活動の一覧がございますけれども、当然ながらそこも不断に見直しをしていただく。それからもう一つは、将来的な話としまして、QEと年次推計のシームレス化ということも含めて、生産物分類の導入ということも課題であろうという御意見を頂いておりました。その部分も踏まえまして、今後、統計局の方で令和7年1月の調査の実施に向けて、承認後、このような事業活動の見直し等々も行われると思いますので、このような取組、あとは将来的なことも含めて、留意事項として指摘させていただくということではいかかかと考えているところでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、報告を求めるために用いる方法、ここでは調査方法のことを論じてございます。この調査につきましては、基本的にオンラインと郵送による調査が計画されております。その際、今回の調査におきましては、これまでと違う点でいいますと、統計センターの方で実施しております企業調査支援事業を活用いたしまして、政府統計オンラインサポートシステムを利用した方法で回答を得ることを考えております。これにつきましては、統計センターの方で大企業を対象に実施しております。この調査でいいますと1,000企業ほどが対象になるという御説明でございました。ただ、数は少ないかもしれませんが、大企業を対象としますので、精度向上という意味ではかなりの期待が持てるのではないかと考えられます。

また、オンライン回答率の向上のためということで、今回、統計局の方ではオンライン回答の推進に向けた取組を行っていただけると聞いております。

具体的には、まず①としまして、オンライン回答用のID・パスワードだけを配布して、希望のあった客体へ紙の調査票を配布するという一方で、できるだけオンラインに誘導するという取組を進めていただきます。もちろん、小さい事業者に対してはまだ紙も不可欠かと思っておりますけれども、なるべくこのような取組を進めていただけるということでご

ございました。

また、②としまして、スマートフォンからも回答できるような電子調査票も作成しまして、なるべく回答環境の整備に努めるということでございました。

また、これ以外にも、これも部会でも委員の皆様から御意見がございましたが、今回は基幹統計になるということでございますので、そのような重要な統計になるのだということを報告者の方に丁寧に説明していただくこと、それからこれは従来からやっている話ではありますが、電話やはがきによる督促、それから一部、調査員による督促等もこの調査では実施しておりますので、このような手段も活用して回収率の向上につなげていくという御説明でございました。

この評価につきましては、「これらについては」というところで、本調査の回収率及びオンライン回答率の向上並びに結果精度の確保・向上を図る観点から適当であると評価してはどうかと考えております。

続きまして、7ページの集計事項でございます。集計事項につきましては、この枠にございますとおり、現行の動向調査の集計内容を引き継ぐこととなります。部会の方では、これに加えて、現行の特サビ調査では産業細分類ベースの売上高を公表しているわけなのですが、このような集計に対するニーズに対応するため、総務省の方で、例えばパッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、遊園地・テーマパークといった産業につきましては、産業細分類のより細かい特別集計を行って、それを参考表として公表する予定となっているということでございます。この参考表につきましては、現状、この調査の標本設計といいますのは、産業中分類レベルで公表を想定しているものなのですが、細分類レベルになりますと、必ずしも十分な精度が保証できないということもございますので、基幹統計となる集計事項には含めないという整理になっているという御説明でございました。

この評価につきましてはですが、これらの集計事項の範囲については、「我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計を作成する」との調査の目的を踏まえ、広範な利活用が想定される事項が位置付けられており、その他のニーズに対しては特別集計として柔軟な対応を可能とするものであることから、適当であると評価してはどうかと考えております。

続きまして、8ページでございますが、集計事項の関係でもう一つございます。集計方法に関しまして、これは各府省の申合せであります、「消費税の取扱いに関するガイドライン」というものがございます。ここでは、いわゆる消費税抜きの回答につきましては、消費税込みに補正した上で集計するということが規定されているのですが、今回の新調査におきましてはこのガイドラインに沿った対応が行われるということでございます。

また、過去の動向調査の結果との接続につきましては、令和7年1月分の調査の集計時に、標本交替に伴う変動と併せて、今申し上げた消費税の補正に伴う変動を調整して、現行の体系となった平成25年の動向調査まで遡及して公表する予定になっているということでございます。これにつきましては、統計委員会の方でも白塚委員から御質問、御意見がございましたところでございまして、ここについても前回の部会で確認させていただいた

かと思えます。

この評価につきましてですが、「これについては」というところで、ガイドラインへの対応による他の統計との比較可能性の向上や、長期時系列データの提供による統計利用者の利便性向上に資することから、適当であると評価してはどうかと考えております。

それから、「なお」の部分は、前回の部会で宮川臨時委員と松村委員から御指摘がございましたが、統計利用者に対する丁寧な説明という部分でございます。真ん中辺りの「したがって」のところでございますが、本調査の集計結果の公表に当たっては、新たな経済統計体系の一角をなすことになる重要な基幹統計について品質を的確に表示する観点からも、過去の結果との接続方法、時系列比較を行う際の留意点などはもとより、欠測値補完や特別集計の方法なども含めて、統計利用者適切に周知する必要があることを指摘すると書かせていただいております。これは、委員の皆様からの御指摘と、統計局からも部会においてこのような説明をしっかりとやっていくという御説明もありましたので、今般の取組として留意していただくということで書かせていただいたものでございます。

続きまして、カの報告を求める期間のところでございます。調査票の提出期限につきましては、現行の動向調査では「翌月20日」となっておりますが、対象企業にヒアリングも実施した上で、これを新調査では「翌月15日」ということで、提出期限を5日前倒しするという計画でございます。この評価につきましては、先ほども申し上げました調査事項につきましては、例えば従業者数について簡素化するなど、全体的に報告者の負担を抑制することも計画されております。また、調査対象企業に今回の前倒しにつきましては意見を聞いておまして、そのような部分も踏まえて可能な範囲で前倒しをするものであると聞いております。それから、5日前倒しにはなりますが、他の月次の基幹統計、例えば生産動態統計や商業動態統計とも基本的には提出期限は同じでございますので、これについては特に問題ないと評価しているところでございます。

それから、キの調査結果の公表の期日でございます。これにつきましては、新調査の速報は調査月の翌々月下旬まで、それから確報につきましては5か月後の下旬までと計画されております。このうち速報につきましては、これも前回の部会で御説明がございましたが、提出期限の早期化、それから2つの調査を統合して審査業務も効率化されるということもありますので、このようなことを踏まえて、現行の動向調査よりも1週間程度前倒しで公表することになっております。現状は翌月末に公表されているところ、1週間程度は早くなる見込みと聞いております。また、確報につきましては、これは現行の動向調査と同様ということになりますが、速報公表後も督促を行って、調査月の5か月後までに遅延調査票も取り込んで集計するというところでございます。この確報につきましては、統計委員会で福田委員からも御意見がございました。

この評価につきましてですが、これらについては、累次の基本計画における公表早期化の指摘への対応や、確報の精度維持の観点から、おおむね適当であると評価してはどうかと考えております。

その下の「なお」の部分でございますが、これも前回の部会で御意見がございましたけれども、今回、公表期日が前倒しされるということではあります、表3にありますとお

り、他の生産動態統計や商業動態統計に比べますと、やはりまだ1か月程度、速報の公表が遅いという状況がございます。現状のままですと、いわゆるSNAの1次QEの推計時点では、3か月目のデータが間に合わないのでは活用できないという状況にあるというところがございます。このような部分につきましては、前回の部会でも委員の皆様から更なる公表の早期化を目指すべきといった御意見も頂いていたところがございます。

それを踏まえまして、下の「したがって」のところでございますけれども、本調査が公的統計の中核となる基幹統計を作成するために実施するものであり、正確な報告を得るために報告義務を伴うものであるという調査の趣旨や重要性の周知を的確に行うとともに、調査事項の簡素化、調査票の提出期限の前倒し、企業調査支援事業の導入等の取組による回収早期化の動向を丁寧に検証し、結果精度の維持を前提とした更なる公表の早期化の実現に向けて、検討を進める必要があることを、今後の課題として指摘していただいているかどうかと考えているところがございます。

それから、最後、3の第IV期基本計画への対応状況でございますけれども、次のページの表4を御覧いただければと思います。現行の第IV期基本計画では、本調査につきまして、このような記述がございます。サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得るということになってございました。当然ながら、今回、この諮問申請におきまして、新たな基幹統計が整備される、それから既存の統計調査につきましては統合して重複是正も行われるということになってございますので、おおむねこのような部分はほぼクリアされたということになります。先ほど申し上げました更なる公表の早期化というところにつきましては、引き続き御検討いただくということになるのかなと思っております。

答申案の最後の方が4の今後の課題ということで、先ほど申し上げました更なる公表の早期化実現に向けた検討を進めることということで、課題を1つ置かせていただいております。

長くなりましたが、以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。

滝澤専門委員がウェブ入室されました。部会の構成が変わってから初めての御出席ですので、一言御挨拶をお願いいたします。

○滝澤専門委員 ありがとうございます。学習院大学の滝澤と申します。本日、学務により遅刻しての参加になりまして、申し訳ありません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○菅部会長 それでは、ただ今事務局から御説明がありました資料4 答申（素案）について、審議したいと思います。

まず、「1 サービス産業動態統計の指定」の「(1) 指定の適否」については、統計法に規定する基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することが適当であると思っております。

その理由としては、まず「(2) 理由等」の「ア 基幹統計の指定の意義」ですが、サービス産業を対象とした月次の期間統計の整備は、これまで累次にわたる基本計画において重要課題の一つとされてきたところであり、本統計の基幹統計としての指定は、経済統計の体系的整備に大きく寄与するものとして高く評価できること。そして、2ページ上段の「イ 基幹統計の要件の該当性」については、既存の動向調査及び特サビ調査の結果は、政府や民間企業等において幅広く活用されており、後述する公表早期化の予定も踏まえると、更に幅広い利活用が見込まれることから、基幹統計の要件のうち、「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」及び「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」に「該当する」と整理してはどうかと考えておりますが、これについて、いかがでしょうか。

これについては異議なしという形で整理させていただきたいと思っております。

では次に、2ページ下段、サービス産業動態統計調査の承認について、審議したいと思います。

まず、「(1) 承認の適否」についてですが、こちらは、全体評価となりますので、項目2の全ての事項の審議が終了した後に、改めて確認させていただきます。

次に、3ページ冒頭の「(2) 理由等」以下の本申請における各論点の評価について確認したいと思います。

まず、「ア 調査対象の範囲」については、3ページ下段に記載しているとおり、本調査の目的に照らして、政策ニーズも勘案しつつ、現行の動向調査の調査設計が踏襲されるものであり、調査結果の継続性等の観点からも、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。調査対象の範囲について、いかがでしょうか。御意見等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、これにつきましては、異議なしという形で整理させていただきたいと思っております。

次に、4ページ冒頭の「イ 報告を求める個人又は法人その他の団体」について、標本設計については、企業単位と事業所単位の調査を使い分けることにより、全体の報告者数を抑制しつつサービス産業の実態を正確に把握しようとするものであり、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減、結果精度の確保の観点からも、「適当である」と整理し、新設の企業等の扱いについては、最新の年次フレームを活用した企業の追加や、廃業事業所の代替選定を行うこととしており、絶えず変化するサービス産業の実情に適切に対応する観点からも、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、異議なしという形で整理させていただきたいと思っております。

次に、5ページに参ります。5ページ中段の「ウ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」については、現行の動向調査をおおむね継承しつつ、従業者数の項目において簡素化と利活用面の改善完全を両立するスクラップ・アンド・ビルド等を行うものであり、報告者負担の軽減、他統計との整合性の向上及びニーズへの対応等の観点から、

「適当である」と整理した上で、事業活動別売上（収入）金額の把握については、今般の日本標準産業分類の改定や今後の生産物分類の整備の動向も踏まえつつ、正確な回答の確保や他の経済統計との整合性向上等の観点から、対象企業等に配布している事業活動の解説や分類区分の在り方について、不断に見直しを図る必要があることを指摘することとしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。これについて御意見はありますでしょうか。

宮川臨時委員、よろしく申し上げます。

○宮川臨時委員 質問させていただきたいのですけれども、6ページ目の一番下のところに、これは私が多分前回申し上げた意見を反映させていただいたというお話だったので、それは大変ありがたいことではございますけれども、「他の経済統計との整合性向上等の観点から」という、この「他の経済統計との整合性」というのが具体的にはどういうことをおっしゃっているのかというのを少し伺いたかったのですけれども。

○菅部会長 これについては、事務局から御回答をお願いできますでしょうか。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 こちらにつきましては、宮川臨時委員からも御意見を頂きましたけれども、そのシームレス化というところを念頭に置いたときに、もちろんベンチマークの活動調査や、KKJの年次推計、レベル感は全然違いますけれども、やはりそこのある程度の整合性は将来的には確保できればいいだろうというところは、おおむねとしては書いてあります。

ただ、一方で、それを実現するには実は今ツールがないといえますか、生産物分類の方が非常に細かい分類しか今はないという状況になっておりまして、そこがもう少しこの動態統計でも使えるような分類というものが今後整備されればということになるのですけれども、そのようなところも念頭に書かせていただいているという趣旨でございます。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。具体的に書くことではないのかもしれないのですけれども、KKJや活動調査との整合性というような話もそうですし、あと、もう一つ思ったのは、例えば最近少し別件で問題になったのは、製造業でソフトウェアの情報記録物みたいなものがある一方で、サービスの生産物分類の中でソフトの物理媒体というのがあるって、結構製造業の企業がサービスの方のソフトを産出しているといったケースが、これは情報通信であったりしたわけですからけれども、そういう意味で、製造の範囲というの、またこれは企業の格付とかでやっているわけではないですよ、製造は。どちらかというと、まだアクティビティーに近いような話でやっていて、こちらは、企業にアクティビティーを聞いているみたいな話だという認識をしていますけれども、その辺りで、さきほどおっしゃったような構造統計との接続もそうですし、ほかの分野の動態統計との整合性というか、範囲の調整なのかもしれないのですけれども、何かそのような話というの今後、もしかしたらあり得るのか。

特に企業ベースになると、いろいろな活動をやっているのが入ってくるので、その中で何かそのような他の動態統計との関係みたいなものも出てくるのかなとちょうど思っていたもので、そういう意味では正に他の経済統計との整合性向上ということに含まれるので、その一言でよいといえばよいのかもしれないのですけれども、結構いろいろなケースが考

えられるので、これだと、何なのだろうと思う可能性はあるかなと思ったのですが、逆に全てを含んでいると言われれば、そのとおりだなと思いましたので、特段異論があるわけではないのですが、よく分かりました。ありがとうございます。

○菅部会長 これはどういたしましょうか。含んでいるというのであれば、修文の必要はないのですが。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 正直、そこまで想定して執筆はしていなくて、ただ、おっしゃるとおり、この「他の経済統計との整合性向上」という10個ほどの文字で何を言っているかというのは、一見して分からないというのはおっしゃるとおりだと思います。より分かりやすい文章という趣旨で工夫ができるか考えてみたいと思います。

○菅部会長 それでは、これについては事務局の方で御検討いただくということで、ほかに御意見等がありますでしょうか。御意見等があります方は、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、事務局で御検討いただいて、その結果について皆様に回覧という形でお知らせするという形になるかと思えます。

次に、7ページ冒頭の「エ 報告を求めるために用いる方法」については、回収率及びオンライン回答率の向上並びに結果精度の確保・向上を図る観点から、「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、これについてはいかがでしょうか。

オンラインを推進する工夫をなされるという趣旨の内容に加えて、企業調査支援事業を使うので、それを使うことによって精度向上が見込まれるということでもあります。これについてはよろしいでしょうか。

それでは、これについては、異議なしという形で整理させていただきたいと思えます。

次に、集計事項です。7ページ中段の「オ 集計事項」について、集計事項の範囲に関しては、本調査の目的を踏まえ、広範な利活用が想定される事項が位置付けられており、その他のニーズに対しては特別集計として柔軟な対応を可能とするものであることから、「適当である」と整理し、また、集計方法及び過去との接続については、ガイドラインへの対応による他統計との比較可能性向上や、長期時系列データの提供による統計利用者の利便性向上に資することから、「適当である」と整理した上で、本調査の結果の公表に当たっては、品質を的確に表示する観点からも、過去の結果との接続方法、時系列比較を行う際の留意点などはもとより、欠測値補完や特別集計の方法なども含めて、統計利用者に適切に周知する必要があることを指摘してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。これについて御意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

宮川臨時委員、よろしく申し上げます。

○宮川臨時委員 消費税のことにしても、消費税のところで、消費税補正の話は出てきていて、注2というところで、現行の動向調査では、混在が本系列で、税込補正したものが参考系列という話を、それは本来であれば補正した方がいいだろうと思うわけですが、それについて何か検討を以前にされていたような気がしますけれども、結局これは、平成6年12月までは、つまり動向調査の段階では、ずっと最後まで、

ぎりぎりまで本系列は混在のままということにしてということなのですか。それで新たな調査になったときがらっと変わるという感じで考えていらっしゃるということですか。

○菅部会長 これは、では実施者の方から御回答をお願いいたします。

○野上総務省統計局経済統計課調査官 御指摘のとおり、動向調査のときは今までどおりで、新調査になって見直すというところでございます。

○菅部会長 切りがいいところということですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今、令和5年なので、来年1年分は続くという。

○菅部会長 1年分は混在型が続くということ。

○宮川臨時委員 だけれども、新しい調査になったら、最初から変わるという認識ということですね。

○菅部会長 切り替わった段階の公表から切り替わるということですね。

○宮川臨時委員 完全に切り替わると。分かりました、そういうことであれば。

以上です。

○菅部会長 そのタイミングで消費税が上がると大変だとは思いますがけれども、まず考えにくいかなと。大きな問題がなければいいとは思いますがけれども、多分大丈夫だろうという感じは今しているのですけれども、こればかりは読めないところもあるので、何とも言えないのですけれども。

今のことは確認できたので、それについては、周知の中に、ここまでは混在ですよと書いてくださいというのはあるかもしれないですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 新しい統計を出すときに、過去のところは接続していますという説明の中で、どれくらい詳しく書いていただくかということかもしれません。

○菅部会長 いかがでしょうか。この件について、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今の件については、確認できましたということで整理させていただきたいと思います。

次に、8ページ中段の「報告を求める期間」における調査票の提出期限の前倒しについては、調査対象企業の意見も踏まえて、可能な範囲で前倒しを行うものであり、主要な月次の基幹統計調査とも同様の提出期限になっていることから、「特に問題ない」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

これは、今回松村委員は御欠席ですがけれども、これについては、先ほどのスクラップをきちんとしているもので、適切ではないかというコメントを前回いただいておりますので、よろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

これについても、異議なしという形で整理させていただきます。

次に、8ページ下段の「キ 調査結果の公表期日」については、累次の基本計画における公表早期化の指摘への対応や、確報の精度維持の観点から、おおむね適当であると整理

した上で、更なる公表の早期化に向けて、本調査の趣旨や重要性の周知を的確に行うとともに、調査事項の簡素化、調査票の提出期限の前倒し、企業調査支援事業の導入等の取組による回収の早期化の動向を丁寧に検証し、結果精度の維持を前提とした更なる公表の早期化の実現に向けて検討を進める必要があることを今後の課題として指摘してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。これについては、書いてあることは全てそのとおりだなと思うことではあるのですけれども、9ページの最後のところですか、表3の下のところで、「更なる公表の早期化の実現に向けて、検討を進める必要がある」という書き方というのは、よくこういうものは拝見すると思うのですけれども、少し長期のイメージな感じがするのです。前回の会議のときにお話に出たように、恐らく基幹統計化されることや、オンライン回収率が上がることによって、もしかしたらぐっと回収率が上がって、期日内の締切りどおりの回収率が上がって、そうすると、かなり早期化が早急にできるかもしれないというお話もある。ただ、そこは確約はできないので、現時点ではこの計画ですというお話があったと思うのです。

ほかの動態統計の基幹統計を見ると、1か月早いというところから考えると、基幹統計化してオンラインのシステムも変わって、そして回収率が上がって精度が確保できる場合には、早急に早期化を行うぐらいの、もしそういう条件が満たされれば早期化を行うとか、そのようなことまで書けると、本当は、それこそ白塚委員もそういうことをおっしゃっているわけですよ。恐らく、このQE3か月目というのが一番大きなことのような認識ではおりますので、それに向けて本当に実現可能性はあるのだよということを示す意味でも、もう少し具体的に強めに書いてもよいのではないかという気がします。

この内容自体はもっともそのとおりで、当然検討を進める必要はあるのですが、それを、ですからレベル感としてどのぐらい強めに書くかということらだと思うのですけれども、そこは感想として、もう少し書き込んでいただいてもよいのではないかと思いますということです。

○菅部会長 要するに、見込みがあるということを示すべきということですね。

○宮川臨時委員 この書き方だと、見込みがないのに無理やり言われて、それに向けて検討しますと書くケースというのはよくあるではないですか。でも、それではないのだよと。本当にきちんとやりますよという感じのことがあると、すごく本当にきちんとやられているのだなという感じがするだろうなと少し思ったのですが。

○菅部会長 公表の早期化の近い将来の実現に向けて、どうでしょうか。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 そうですね。恐らく何か期限を設けるとというのが一番簡単ですけれども、なかなかそういう確約というものも今はないのでしょうか。先ほどおっしゃったとおり、一定の条件を満たせば早期化できるという感じのことをもう少しにじみ出るような修文を少し考えてみたいと思います。

○宮川臨時委員 この中で結局、結果精度の維持というのがそれと同じことなのかもしれないのですけれども、回収率が向上するという話は特に明示されてはいないようだと思う

のですけれども。

○菅部会長 多分、回収率が向上するというよりは、早く目標回収率に到達するという話なのですよ。

○宮川臨時委員 締切り時点での回収率が向上ということなのですよ。

○菅部会長 そうそう。今は目標回収率に到達するのに時間がかかり過ぎているのだけれども、それが早くなるから、多分同じ精度で早く出せるであろうという話なのだけれども。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 そこは、4行目の「回収の早期化」というところで早く来るというイメージを込めたのですけれども。

○菅部会長 確かに、この場合だと、白塚委員が御指摘なさったように、早くならないのではないかと聞こえてしまうので。

○宮川臨時委員 そういうことなのですよ。

○菅部会長 そういうことですよ。だから、早くなるのだけれどというところを、要するに、早く目標回収率に到達する可能性があるということですよ、今までより。

○宮川臨時委員 多分、これまでの議論も含めると、全然駄目そうで、物すごく頑張って何かを変えないと駄目という状態かということ、そうではなくて、もう少し確率が高く実現できるかもしれないということを、ただ、実現できないかもしれないのは事実なので。

○菅部会長 要するに督促しなくてもということですよ。督促を頑張ってしなくてもということ。

○宮川臨時委員 督促にかかる期間はほとんどなくても、最低レベルの精度を確保できるような回収ができるという可能性がある。

○菅部会長 そうですね。確かに、これだと何となく、白塚委員が御指摘なさったように、結果的に早くなっていないのではないかとと言われてしまう可能性はあるので、要はその確証は取れないのでということなのですよ。

○宮川臨時委員 ただ、正に私が今申し上げたことも結局、回収率というか、回答が早まるならばといった条件付なので、しかもそれは検証不可能であることはもう確かで、これまで前例がないので、今回のように一般統計調査から基幹統計調査に上がるケースはないと前回御説明いただきましたので、そこは仕方がないというところで皆様納得できると思うのですけれども、何か、このままだと、もっとできるのではないのかと言われそうな気はしますね。

○菅部会長 そうですね。だから、もっとできるのではないかという肯定的な……、できそうなものだけれども、そこを書いていないという感じですよ。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 少し抽象的かもしれないので、逆にもう少し明確化することで、要するに逃げているのではないかと思われないようにした方がいいという、応援いただくという御指摘だと思うので。

○宮川臨時委員 そのとおりです。むしろ、無理なことは無理というのははっきりさせるというか。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 そこを明確化するということですよ。

○宮川臨時委員 そうですね。この場合だったら無理だけれども、この場合だったらいけるかもしれないということが明確になっていれば、それはそうですよねと納得できるのではないかという話なのですけれども。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 実際に集まってくるのが早くなったら、即それが公表の早期化になるのかというのは、そこはまだ実は事務的にいろいろ多分あるでしょうから、統計センターとの関係もあって、多分事務の設計をし直さなければいけないので、一定の時間を要すると思うので。ただ、御指摘は承りましたので、少し考えさせていただければと思います。

○菅部会長 では、これについては、もう少し前向きというか、誤解を招かないような文章に修正していただくということ、これは事務局の方とすり合わせていきたいと思います。

そのほか、御指摘等がありますでしょうか。今のところはすごく重要で、今回の改正はすごく重要なことをやろうとしているのだけれども、あまり妙に期待値を上げたくないという、それもよく分かるといえば分かるのだけれども、どうでしょうか、御意見等がありますでしょうか。

成田臨時委員、よろしくお願いたします。

○成田臨時委員 すみません。意見ではなくて、少し簡単な質問なのですけれども、あまり理解していなくて、今回のサービス産業動態統計がほかの統計より1か月ぐらい遅くなってしまう理由というのは、もし御説明がもうあったら申し訳ないのですけれども、もう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

○菅部会長 これは重要な視点ですね。どうでしょうか。これは実施者の方から説明していただけますか。

では、まず事務局から説明してください。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 現状、特定サービス産業動態統計調査の方から、重複している企業群のデータをもらって集計に回しているというのは前回御説明していただいたとおりで、それがなくなるので少し早まるということです。それにもかかわらずほかの統計よりもまだ遅い状態であるというのは、今のサービス産業動向調査が非常に幅広い業種を対象にしていまして、規模の小さい事業所も多く対象としていて、かつ標本規模も、特サビ調査が3,000弱程度ですけれども、サービス産業動向調査は企業・事業所を合わせて3万以上、10倍ぐらいの規模を当てているということで、回収に時間がかかっているという理解を私どもはしておりますけれども、追加がもしあれば、お願いたします。

○菅部会長 特にないですか。

それと一般統計ということもあってということもありますね。基幹統計は義務なのですが、そういう理解ですよね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 そうです。

○菅部会長 そうですね。一般統計の場合はそうではないということもあります。

成田臨時委員いかがでしょうか。そういう事情があって回収に手間取っているのですよね。規模が大きいということもあるし、いろいろな産業にまたがってしまっているということ

もあるし、一般統計であるということもあるし、様々な要因が複雑に絡んで、回収に非常に手間取っているということです。

○成田臨時委員 オンラインでの回答が進んで、この回収がもっと早まればよいということですね。もっと早くなる。

○菅部会長 一つは、これを統合することによって、データ移送とか、そういうものがないので早くなるというのがまずあって、もう一つは、基幹統計になると、これは出さなければいけないと思ってくださるということがあって、督促しなくても出してくださるというのがあるわけですね。だから、そこが今回の改正で、複数の要因が絡んでいるので、先ほどから言っているように、どれだけ早くなるかがまだ読めていないというのはそういう事情なのですけれども、恐らく早くなるだろうと期待しているというのは、これまで遅くなっているだろうと思われる様々な要因が一挙に解決するということを期待しているということですね。

○成田臨時委員 なるほど。分かりました。あまり書いてはいないけれども……。

○菅部会長 これが要因であるというのが確実に言えているわけではないのだけれども、多分これだろうという感じです。

成田臨時委員、よろしいでしょうか。

○成田臨時委員 はい、分かりました。

○菅部会長 二村委員が挙手なさっておられます。御意見をお願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。初めてですので、的外れだったら大変申し訳ないなと思いつつも、少し伺います。先ほどの公表の早期化の実現のところなのですが、公表の早期化の実現に「努める」のではなくて、「向けて検討を進める必要」という、そのワンクッションを置く必要性について伺いたいのですが、お願いいたします。

○菅部会長 これは、事務局側がよろしいですか。これは事務局側の文章ですので。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局ですけれども、あまり詰めて書いていないというだけなのですけれども、先ほどの宮川臨時委員の御意見も踏まえて、これは統計委員会としての意見という文章の位置付けになりますので、統計委員会としての御意見がより反映されるような文章に工夫してみたいと思います。今の文案はそこまで、「実現を図る」とか「実現に向けて検討する」とか、その違いとかについては、まだ詰めていない状況でございます。

○二村委員 なるほど。正直に申し上げまして、いろいろこのような諸作業を行っていれば、公表の早期化ができるかどうかというのは、何かの作業の結果ですよね。ですけれども、検討はすぐ始められるでしょうという議論になりそうなので、少し的外れなのかもしれませんが、そこの文言の修正は、委員の皆様の御意見と併せて、何かお考えいただければいいかなと思いました。

以上です。

○菅部会長 確かに、ここの書きぶりは、宮川臨時委員も指摘されたように、少し弱いのですよね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 役人っぽい文章でして、すみま

せん。

○菅部会長 そうですね。御指摘のとおり、この辺り、すごく頑張る気がありますみたいな、そういう言葉なのでしょうね、多分。そういうのも少し出してくださいということですかね。多分、今回の改正はかなり効果はあると思うので、見込みがあるにもかかわらず、こんなに弱気に書かなくてもということだと思えるのですよね。御検討いただいて、聞いて、「ああ、やる気があるな」みたいな感じに聞こえればいいのではないかと思いますけれども。

○岡総務省統計局経済統計課長 よろしいですか。

○菅部会長 よろしくをお願いします。

○岡総務省統計局経済統計課長 調査実施者の統計局でございます。今回、公表は翌々月の下旬で、現行より1週間早めるという形にしております。それで、公表時期は回収率に寄与するところがかなり大きいのですが、QEに間に合うということになりますと、現行より1か月早期化する必要がありますので、相当早期に回収率を確保する状態でなければいけません。今の速報時点での回収率が大体50%ぐらいです。したがって、回収期限の翌月15日に本当に50%ぐらい出てこない、恐らく翌月末公表というのはほぼ現実的ではないかなとは思いますが、我々としては、やらないということではなくて、当然頑張りますが、書き方もかなりハードルというか、回収率の検証をしっかりとさせてもらってやらせてもらいたいなという、現実的なお話として、一言述べさせていただきました。

○菅部会長 やる気はありますということですので、内閣府、御納得ください。でも、不可能な目標ではないので、ただ、簡単に約束できないのは、結局精度を落としてしまうと、逆に信頼を失ってしまうという問題もあるので、そこは慎重にやっていただいたら、恐らくこれまでの産業統計の発展を見ていくと、かなりいろいろなものが実現できてきているので、御期待くださいということですかね。どうぞ。

○宮川臨時委員 今おっしゃっていただいたように、まさに回収率とかをしっかりと検証した上でというのがすごく重要なことで、でも検証してしっかりとできれば、当然できるし、駄目なら駄目だということなのですけれども、だからそこを何か、何をすれば実現可能かという道筋みたいなものをきちんと具体的に示すことができれば、すごくいい。あと、QEに間に合うようにしますとは書いていないですね。それはさすがに難しい部分があると。1か月で一気にとというのは難しいかもしれないので、1週間ずつ何年かかけてかもしれないのですけれども、そういう意味では、そこまで書く必要があるとは思っていませんので、必ずQEに間に合わせますとは絶対に書けないですね。ですから、そこは実現可能な範囲でしっかり分析した上で、実現できるところは速やかにやりますということを書いていただくことが、客観的に見ても、それなら納得できますという形になるかなと。

○菅部会長 多分、産業によっては間に合うという可能性があるもので、それがたまたまQEに使っていたりすると、間に合ったという話にはなるのですよね、多分。

○岡総務省統計局経済統計課長 そうですね。産業による結構大きな売上高のかなりの部門を占めている企業が出てくれば、その産業においては大丈夫かもしれませんが、とりあ

えず、基幹統計化した後の回収の状況を見ながら、しっかり検証させていただきたいと思
います。

○**菅部会長** だから、プロファイリングをかけているところが比較的早く出してくればと
いうことだろうと思うのです。そうすると、その産業に関していえば、もしかしたら間に
合うかもしれないので、期待しているということなのだろうと思うのです。でも、未来が
ある話ですので、当面お先真っ暗という話ではないわけで、未来は明るいということで、
そういう形で理解していただけたらという形ですね。

これに関してはかなり議論がなされたので、これを反映した形で事務局の方でそれこそ
御検討いただくという形になるかと思えます。

次に、9ページ下段の「3 第Ⅳ期基本計画への対応状況」については、これまでの記
述のとおり対応が行われております。

最後に、10ページの「今後の課題」についてですが、これについては、先ほどの「キ 調
査結果の公表期日」において指摘した課題を再掲しておりますが、いかがでしょうか。こ
れについては、今たくさん議論いたしましたので。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 先ほどのところと連動して。

○**菅部会長** 連動しておりますよね。だから、ここについては、それも踏まえて書いてい
ただけたらと思えます。

よろしいでしょうか。皆様、異議なしという形でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、2ページに戻っていただきまして、本調査の「承認の適否」についてですが、
これまでの審議結果を踏まえ、本調査を承認して差し支えないとしたいと考えております
が、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**菅部会長** そのほかに、答申案の取りまとめの方向性について、御質問、御意見があり
ましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、頂いた御意見を踏まえまして、今後、私の方で答申案を整理し、来週中に委
員の方々にお示しし、先ほども言ったように、御確認をお願いしたいと考えております。
これらの確認が終了しましたら、12月4日の週に最終的な書面決議を行いたいと考えてお
ります。そのような取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**菅部会長** ありがとうございます。

それでは、本日予定していた議題は以上となりますので、本日の審議はここまでとさせ
ていただきます。

それでは、事務局から連絡をお願いいたします。

○**永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** ありがとうござ
いました。先ほど部会長の方からも御説明がありましたとおり、お集まりいただく部会の

審議としては、本日で終了とします。後のやり取りはメールでやらせていただきまして、答申案の取りまとめをさせていただければと思います。

答申案につきましては、部会長と御相談の上、来週のできるだけ早い日に修正案をお示ししたいと思っておりますので、またその際に御確認いただければと思っております。

御確認いただきまして、必要な修正をした答申案につきましては、最終的な書面決議ということをやらせていただきたいと思っております。それにつきましては、今ございましたが、12月4日の週に行わせていただきたいと思っております。こちらについては、また事務局の方から別途御連絡を差し上げます。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。本日はありがとうございました。